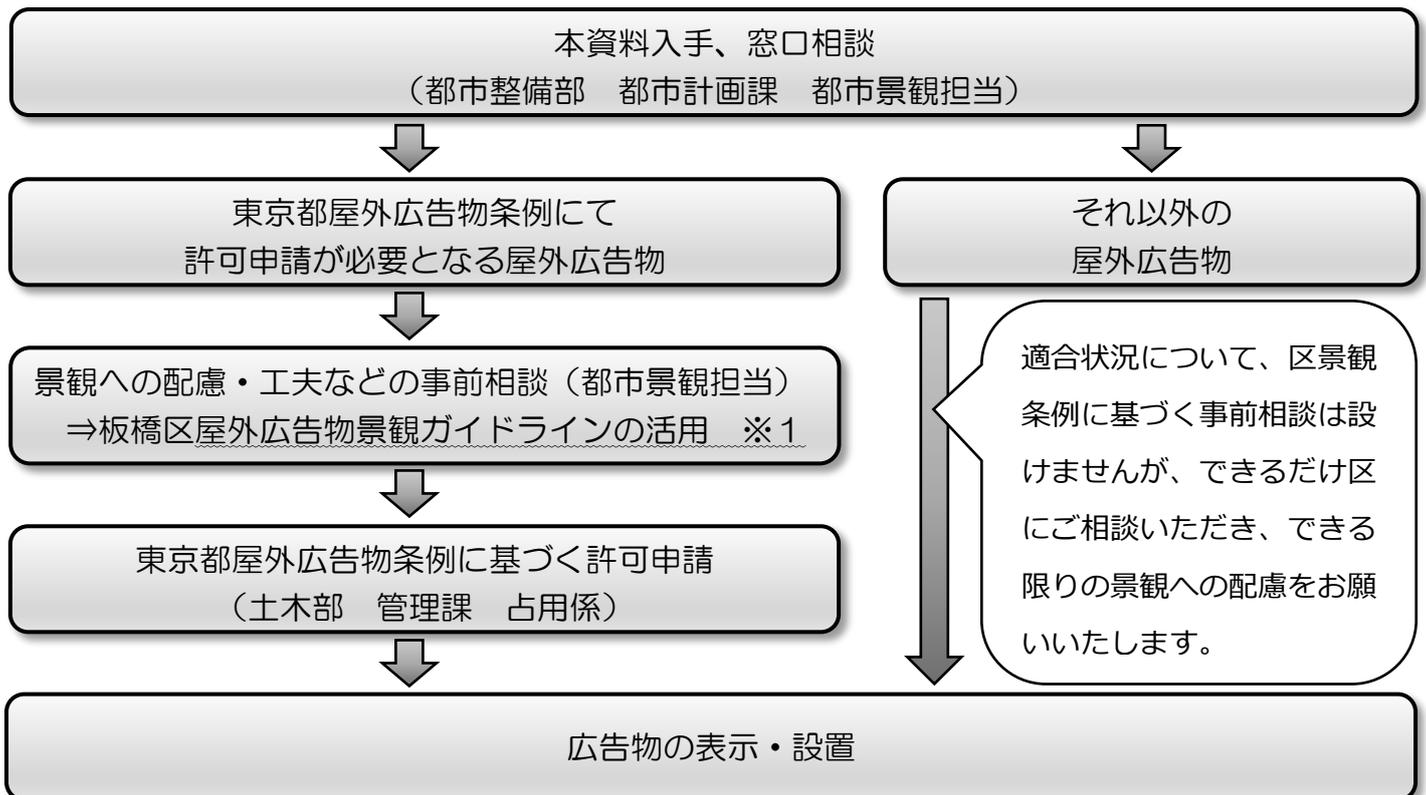


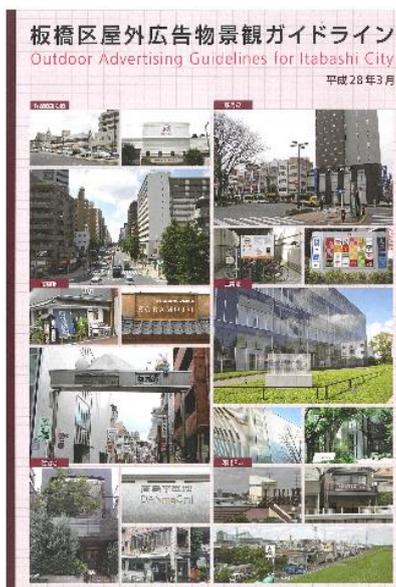
屋外広告物の事前相談と 景観への配慮をお願いします

板橋区は、平成23年3月23日に景観行政団体となり、平成23年8月22日に景観法に基づく板橋区景観計画の運用をスタートいたしました。

板橋区景観計画第6章「屋外広告物の表示等の制限」において、屋外広告物の事前相談制度を設けております。東京都屋外広告物条例に基づき許可申請を行う屋外広告物を掲出する場合は、許可申請をする前に景観への配慮や工夫について、区の景観担当と事前相談を行う必要があります。



※1 板橋区屋外広告物景観ガイドライン



屋外広告物の景観への配慮事項や工夫を分かりやすく解説した『板橋区屋外広告物景観ガイドライン』をご活用ください。

区ホームページよりダウンロードすることができます。

<相談の際にお持ちいただきたい資料など>

- 屋外広告物を設置する場所や建物について
 - ・案内図
 - ・周辺写真、現況写真
 - ・平面図、立面図（設置する位置を記入）
- デザインについて
 - ・デザイン案（寸法、マンセル値を記入）
 - ・仕上げ、素材、照明などが分かるもの
 - ・モンタージュ写真
（現況写真にデザイン案を合成したもの）

連絡先

板橋区 都市整備部 都市計画課
都市景観係 ☎ 03-3579-2549

屋外広告物の規制誘導に関する基本的な考え方

良好な都市景観の形成及び風致の維持を図るため、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の形態意匠は、周囲の建築物等の形態意匠や周辺の景観に十分配慮する必要があります。

また、その管理を適正に行い、破損や老朽化等により劣化したものについては、速やかにこれらに対する措置を講じるものとします。

効果的な屋外広告物をつくる主なポイント

デザイン

- 統一感のあるデザインとします。
- 適切な文字の大きさや間のあるデザインとします。
- 街並みと調和した適切な規模に抑えます。
- 同じ情報の反復は避けます。

設置・管理

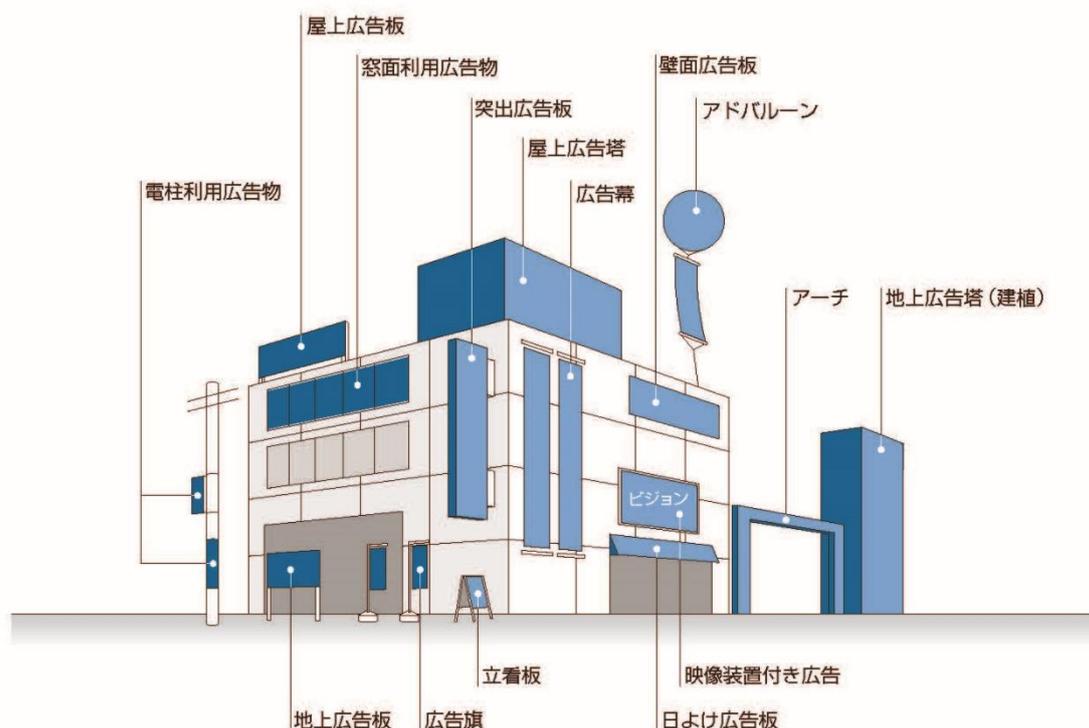
- 維持管理のしやすさにも配慮します
- 交通の妨げとならないよう敷地内に掲出します。
- 定期的な安全点検と維持管理を行います。
- 老朽化したものは速やかに撤去または改修します。

情報量

- 記憶に残る情報量とします。
- 瞬間的に判読できる文字数の 15 文字以内を原則とします。
- 写真などダイレクトな表現でなく抽象性のある表現とします。
- 街並みにふさわしい文字とします。

色彩

- 地色は建築物や周辺に調和する色彩とします。
- 鮮やかな色彩は小さい面で効果的に用います。
- 色数は最小限に抑えます。



■図 屋外広告物の種類